

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	第11回 河内長野市歴史文化基本構想等策定委員会
2 開催日時	令和元年7月8日(月) 10時から
3 開催場所	市役所3階 301会議室
4 会議の概要	説明事項 (1) 河内長野市文化財保存活用計画策定事業の経過 (2) 河内長野市文化財保存活用計画(素案)の構成と修正の要点について (3) 歴史文化遺産の調査・研究、保存、活用の方針について (4) 歴史文化遺産の保存・活用の推進体制 (5) 今後のスケジュールと市民意見の公募について
5 公開・非公開の別 (理由)	公開
6 傍聴人数	0人
7 問い合わせ先	(担当課名) 生涯学習部文化財保護課文化財保存活用係 (内線750)
8 その他	

*同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

第11回河内長野市歴史文化基本構想等策定委員会議事録

日 時 : 令和元年7月8日(月) 午前10時から午後0時
場 所 : 河内長野市役所 3階 301会議室
出席委員 : 櫻井 敏雄 委員長
樽野 博幸 副委員長
小栗栖 健治 委員
橋寺 知子 委員
佐久間 康富 委員
上田 靈宣 委員
鵜飼 武 委員
大野 広 委員
西端 薫 委員
緒方 博 委員
尾西 健一 委員
廣瀬 真一 委員
谷ノ上 浩久 委員

出席オブザーバー : 土屋 みづほ 大阪府教育庁文化財保護課

事務局側出席者 : 松本 芳孝 河内長野市教育長(途中退席)
小川 祥 河内長野市教育委員会生涯学習部長
井上 剛一 河内長野市教育委員会生涯学習部理事
伊藤 浩吉 生涯学習部文化財保護課長
太田 宏明 文化財保護課課長補佐
鈴木 志織 文化財保護課 係員

説明事項 : (1) 河内長野市文化財保存活用計画策定事業の経過
(2) 河内長野市文化財保存活用計画(素案)の構成と修正の要点について
(3) 歴史文化遺産の調査・研究、保存、活用の方針について
(4) 歴史文化遺産の保存・活用の推進体制
(5) 今後のスケジュールと市民意見の公募について

〈委嘱状の交付（大野委員・西端委員）〉

〈教育長挨拶〉

〈教育長退席〉

【開会】

説明事項

（１）河内長野市文化財保存活用計画策定事業の経過

〈事務局説明〉

櫻井委員長

- ・「地域計画」という略称が、都市計画上の「地域計画」とまぎらわしくならないか。

事務局

- ・本計画書本文でも（以下、「地域計画」という）と定義付けを行っているが、ご指摘のとおり都市計画上の「地域計画」と呼称が重複するようであれば、検討する。

（２）河内長野市文化財保存活用計画（素案）の構成と修正の要点について

〈事務局説明〉

櫻井委員長

- ・今回新規に文章を作成した（「歴史文化基本構想」を踏襲していない部分の）「第３章 河内長野市の歴史文化の特徴」はページ数が短すぎるのではないか。大事な部分なので補強してほしい。広がりをもたせ、市内だけではなく、それに関連する市外周辺地域の情報も入れてみてはどうか。

事務局

- ・了解した。

小栗栖委員

- ・本計画（素案）を読んだら、河内長野は中世文化財の宝庫であることがよくわかる。しかしふと、河内長野市が中世をどのように位置づけているのか気になった
- ・本計画は行政としての指針であるが、地域住民の協力を得て策定するものであると思う。市民の方々はこの指針に何を期待するのか、検討してほしい。
- ・現代社会につながる「中世村落」の祖型として位置づけられるものが河内長野市内にはたくさんある。そこに、地域社会の原形を見出すことができる。それが河内長野の魅力であると考えている。p15 第３章の補強として、住民との関わりがここに謳われると、地域の人に喜んでもらえる内容になるのではないか？

佐久間委員

- ・主に p 32 の部分であるが、何のための保存なのか、何のための活用なのか、基本方針を束ねる基本理念というものが必要なのではないか？活用のための活用というものでもないし、将来の河内長野の担い手としてバトンリレーを渡していくための活用であるということが重要である。どういう考えで策定していくのか、考えを表明するのが良いのではないか？
- ・ p 32 「課題」を出して、すぐ後に「基本方針」がきている。その間に「理念」というものが必要なのではないか？

事務局

P32 には、課題の総括を踏まえて、基本方針の設定に移っているが、この間に大枠での目標設定に関わる文言を挿入する形での対応でよいか？

佐久間委員

そのような形で対応をお願いします。

(3) 歴史文化遺産の調査・研究、保存、活用の方針について

〈事務局説明〉

上田委員

- ・ p 33 「基本方針 5 保存継承」の「修復資料の地産地消の推進」という項目について、地産地消という言葉のニュアンスはわかるが、文言としてどうか。

事務局

- ・地産地消については、民家の茅葺き屋根材、建造物の建築資材となる大径木等の材料となる木材や檜皮の採取地となる選定保存地域の保全、活用を推進するという意味で使っている。

櫻井委員長

- ・先ほどの佐久間委員の指摘に関連するが、p 32 で方針、p 74 で措置と分断されているが、この橋渡しをするような文章が必要ではないか。その間に、地域社会の原形や継承のバトンがうまくできているか等の記載が必要なのではないか？

事務局

- ・説明を割愛したが、P33 から P38 に続く、「(3) 基本方針と計画期間内に取り組む事業」において、そのような記載をしている。

上田委員

- ・本計画（素案）は保護法改正を踏まえた内容となっているということだが、章立ても文化庁の指示が

あるのか。

事務局

・絶対ということではない。文化庁からはあくまで案として章立てが示されていて、本市ではそれにならって作成している。

櫻井委員長

・国の指針と本市の特色のすり合わせはうまくいっているのか？その指針で河内長野の地域性というの
は書けるのかどうか一度点検してほしい。

上田委員

・国の指針に沿った形で作って、自由に本市のオリジナリティというものが描けるのかどうか点検して
ほしい。
・どのページに何が書かれているかすぐわかるような、レイアウトの仕方を工夫できないか検討してほ
しい。

橋寺委員

・p 77 第 14 表 (1) について、文言の問題だが、「①指定文化財保存修理・整備」とあるが、内容的に
は指定文化財だけでなく登録文化財も混在している。実情にあわせて、表題を工夫した方がよい。
・p 28 第 7 表 小学校区については、市内の小学校を網羅しているのか、関係する一部のみなのか。
・シビックアイデンティという話でいうと、自分の身近な地域、狭い意味での地域というのも大事であ
ると思うが、中世の文化財がない地域もあると思う。狭い地域とともに、もっと広い意味での地域と二
重に考えていくのが良いのでは。漠然と河内長野市全域としてしまうと、広すぎると思うが。

事務局

・小学校区については、総合計画地域別計画において、歴史文化遺産等の地域資源を活用していく取り
組みを行うこととなっている一部の小学校区のみを掲載している。関連遺産群で大きなエリアをカバー
し、歴史文化遺産保存活用区域でより校区に密着したエリアを対象とした事業を展開していく。

上田委員

・p 81 第 15 表中④「地域住民が行う歴史文化遺産保存活用の支援」について、財源が市費となってい
るが、この事業に対して全額補助金として出るのか、一部対象部分のみなのか。市民としてはそこが関
心部分である。

事務局

・この支援というのは、歴史文化遺産の保存活用に関わる事業について、人材の派遣やアドバイス等の
支援を行うということである。よって、「市費」としているが、これは金銭的な支援ではなく、人的支
援という意味である。

櫻井委員長

- ・「市費」と書いていると、金銭的な支援に見えてしまうので、表現を工夫したほうがよい。

事務局

- ・表現の仕方については文化庁と相談し、検討する。

上田委員

・こういった事業では「人、モノ、金」が必要で、まずは人、マンパワーであると思う。市職員だけではない、アクションプランを実施していくために人を集約するための枠組みはあるのか。

事務局

・おっしゃるように、行政だけではマンパワーは足りない。本市はボランティアが盛んで、いろんな活動をしている。テーマ型のボランティア、例えば文化財ボランティアや、まちづくり協議会等の地域密着型の団体も存在する。そういったところのマンパワーを使った文化財の保存継承に振り向けていくように調整を考えている。具体的な内容は、次の説明事項（４）で詳しく説明していく予定である。

上田委員

・延命寺では観光ボランティアの人々がよく総会をしている。話をきいていると、みなさん意欲は大いにあるが、具体的に動こうとなると、それまでの固定された枠組みから出られない。延命寺境内のイラストを描かれる方等もおおり、個々で特別なスキルを持っているのだが、彼らは延命寺地区担当のため、その中に納まってしまっていて全体では生かしていない。それがもったいないように思う。

（４）歴史文化遺産の保存・活用の推進体制

〈事務局説明〉

佐久間委員

・p 102「交流人口」という文言であるが、今は関係人口という言葉を使うこともあるので、「交流・関係人口」としてはどうか。

事務局

・「関係人口」とは、例えば大阪市内へ転居しているが、お祭り等で一時的に河内長野市内に戻ってくるような人々のことを表現しているという解釈で合っているか。

佐久間委員

- ・そうである。

佐久間委員

・ p 98「景観分野での活用を目的とした庁内連携」の 2 段落目「本市では、平成 12 年度に景観形成計画の策定を行い～」について、この景観形成計画が法定計画かそうでないか、一見してわからない。明記した方が良いのではないか。

事務局

・冒頭で櫻井委員長から指摘の「地域計画」と同様、紛らわしい表現であるかもしれない。検討する。

(5) 今後のスケジュールと市民意見の公募について

〈事務局説明〉

佐久間委員

・配布されている別添資料 2 が今回の説明で出てこなかったが。

事務局

・本素案の中に、別添資料 2 に記載している別表 1、2 が出てくるため、資料として今回配布している。別表には歴史文化遺産保存活用計画の構成要素として、未指定の文化財も載せているが、盗難等の恐れもあるため、所在地は省いており、この記載内容でパブリックコメントも実施する予定。

櫻井委員長

パブリックコメントは予定どおり進めてほしい。

【その他】

事務局

・「河内長野市文化財保存活用計画」という名称について、本委員会では従来からその名称で策定を進めており、条例にも定めているところであるが、今後、文化庁から「河内長野市文化財保存活用地域計画」というように、「地域」を入れるよう名称変更の指導があるかもしれない。その際はそのように変更することになる。

・今後内容の変更等でページ数等が変更することがあるかもしれない。

廣瀬委員

・本計画（素案）の本文 p 3、降水量の数字が違うように思うので確認した方がよい。

事務局

・了解した。

【閉会】